

佐賀市上下水道局建設工事の優秀事業者の表彰に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐賀市上下水道局が発注した配水管布設工事及び下水道管渠布設工事（以下「発注布設工事」という。）において、他の模範となる優秀な事業者を表彰し、もって、建設業者及び建設技術者の意欲の増進や技術の向上と、上下水道事業の健全な発展を図ることを目的とする。

(表彰の対象及び基準)

第2条 表彰の対象は、前年度に完成した発注布設工事の事業者で、かつ、次に掲げる基準のすべてを満たすもののうち、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に優秀と認める事業者とする。

(1) 佐賀市内に本店を有するもので、配水管布設工事については佐賀市上下水道局で定める配水管布設工事登録業者であるもの、下水道管渠布設工事については佐賀市競争入札参加者資格審査要領第11条第2項第1号に定める等級区分表の土木一式の事業者であるもの

(2) 佐賀市上下水道局で定める優良工事の公表に関する取扱い基準第2条第2号の規定に定める年度別優良業者うち、工事成績評定点の平均点が85点以上であるもの

2 配水管布設工事及び下水道管渠布設工事において、同一の事業者が前項の規定に該当したときは、それぞれの表彰の対象とする。

(表彰の対象除外)

第3条 前年度の4月1日から表彰日までの間に、建設業法等の違反による行政処分又は発注者から指名停止等の措置等を受けた事業者その他管理者が表彰の対象にすることが適当でないと認めた事業者は、前条の規定にかかわらず、表彰の対象から除くものとする。

(表彰の種類及び方法)

第4条 表彰の種類は、感謝状とし、1年度に1回、管理者が贈呈する。

2 表彰は、複数年を連続して受領できるものとする。

(準用)

第5条 発注布設工事以外の建設工事の表彰は、前2条の規定を準用し、その対象は管理者が別に定めるものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか表彰に関し必要な事項は、財務課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。